

## 東日本大震災が残した災害復興法制の課題

神戸大学社会システムイノベーションセンター  
教授 金子由芳



### 1. はじめに

東日本大震災 10 年に当たり、これを節目に、被災者・被災地の復興に仕向けられてきた様々な施策や活動が終了へ向かっている。復興公共事業はこの十年粛々と完成に漕ぎつけ、復興庁評価や県民意識調査等で高く評価されているが、そのことをもって「復興」が達成されたと言い換えることはできない。震災で現実には人的物的被害を被った被災者の視点で、「復興」はいかに評価されているのか。筆者らは東日本大震災から 10 年を迎える岩手県・宮城県沿岸の被災地域にて質問紙調査を実施した<sup>1</sup>。回答の 8~9 割を、全壊・流出の罹災証明を受けた被災者が占めた<sup>2</sup>。本稿は、この調査結果に依拠しつつ、災害復興法制の残された課題を抽出することを意図する。

### 2. 被災者による復興評価—「復興」は達成されていない

筆者らの上記調査の主要な評価項目は、2013 年制定の大規模災害復興法（3 条）が復興の基本理念として掲げた、生活再建、経済復興、将来にわたって安全な地域づくりの 3 側面である。

まず住宅復興について、震災前は自己所有地上の持家が 7 割を占め、借地上の持家を合わせると持家世帯は 8 割に及んでいたが、震災後は 4 割の世帯が災害公営住宅の選択を余儀なくされている<sup>3</sup>。背景要因の一つとして、復興公共事業の手法の違いが住宅復興に与えた影響が示唆される<sup>4</sup>。

家計面では、収入減・預貯金減を指摘する回答が 6 割に上り、また支出増や借金増の訴えが 5 割を占めた<sup>5</sup>。生計の状況については、震災前水準まで回復したとする回答は 3 割弱にとどまり<sup>6</sup>、回復の遅れの原因として「建物設備復旧の遅れ」や「顧客喪失」が指摘

された<sup>7</sup>。ただし業種別には、建設業・卸小売業で再建達成が 6 割に及び、他方、農林業で廃業・転業が目立ち、また製造業や宿泊飲食業では再建・廃業の明暗が分かれた<sup>8</sup>。このような業種別の相違の背景に、復興特需や各種補助金などの公的支援の恩恵に浴した向きと、地盤嵩上げ事業により事業再建の長期待機を余儀なくされその間の人口流出に苦しむ向き、また住宅・事業の分離を前提する防災集団移転促進事業により安全が確保されない災害危険区域での事業再開を余儀なくされ顧客が戻らない向きなどとの「復興格差」が考えられ、公的介入のあり方に疑問を投げかけている。

地域経済の回復状況について、被災者の認識は地域差があり、復興公共事業の長期化した地域では震災前の 4~5 割に留まるとする回答が多かった<sup>9</sup>。人口回復状況についても同様に回答の地域差があり、人口流出の原因についての最多回答（回答者の 6 割）が「復興工事で待たされた」ことを理由として挙げた<sup>10</sup>。

地域コミュニティの状況については、震災前に盛んであった「伝統行事・祭り」「運動会」「老人会」などを中心に地域活動が大幅に減少しており<sup>11</sup>、これを活性化する公的支援に見るものはなく<sup>12</sup>、とくに高齢者層や災害公営住宅居住者の回答でリーダーや相談先の不足が指摘された<sup>13</sup>。将来活性化したい活動としては、「伝統行事・祭り」が「環境整備」「地域づくり」とともに挙がり、地域文化の掘り起こしを本格的な地域再建に結び付けていきたい心情がうかがわれた。

他方、阪神・淡路大震災当時個々の被災者の復興状況を分析する手法として登場した「復興カレンダー」は、被災者の復興感に依拠した復興評価の手法として多用されている<sup>14</sup>。阪神・淡路大震災の復興では「⑩地域経済が災害の影響を脱した」の遅れが長く尾

を引いたことが知られているが、東日本大震災の本調査では「⑩地域経済が災害の影響を脱した」のみならず、「⑨自分が被災者だと意識しなくなった」、「⑧地域の活動がもとに戻った」、「⑥家計への災害の影響がなくなった」の多数の項目について、復興十年を経ていまだ 50%の回答水準が達成されていない。とくにいまなお⑨「被災者」意識をめぐり得ていないとする回答が 7~8 割に上ったことは注目される。

本調査の復興カレンダーではまた、「②もう安全だと思った」、「⑤すまいの問題が最終的に解決した」、「⑦毎日の生活が落ち着いた」、「⑧地域の活動がもとに戻った」、「⑩地域経済が災害の影響を脱した」、「⑪地域の道路が復旧した」、「⑫地域の学校教育が復旧した」の多数の項目について、地域別の回答の有意差が認められた。このことは、復興公共事業の手法や完成時期などの違いが<sup>15</sup>、被災者のくらし・地域経済・地域コミュニティの全般に及ぶ影響を与えたことをうかがわせる。

以上の調査結果は、東日本大震災復興 10 年に当たり、多くの被災者にとって「復興」がいまだ現在進行形の課題であることを語っている。

### 3. 安全対策の選択手続

こうした被災者の認識から学ぶ法的課題の一つは、災害復興における安全対策の選択に被災者の参加を組込む法制度の構築と考えられる。さかのぼれば関東大震災以来、日本の災害復興は都市計画法制による行政単独の意思決定に既定されてきた。阪神・淡路大震災後も土地区画整理事業や都市再開発事業が行政決定され、復興 25 年を経てなおその経済的成果に疑問が向けられているが、住民参加の制度改革もまたその大きな積残し課題であり、「まちづくり協議会」等の制度設計の模索が続いた。しかし東日本大震災復興における安全対策は、2011 年制定の東日本大震災復興特別区域法によるいわゆる「特区」方式に依拠し、あたかも時間軸を関東大震災に逆戻りさせたかのように、既存手続を排除し、迅速な行政単独決定を可能に

した。さらに 2013 年制定の大規模災害復興法はこの「特区」方式を恒久化した。同法は被災市町村に「公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置」を求める一文を置くが（10 条 5 項）、情報開示義務や手続保障は一切定められていない。「復興計画」は行政計画に過ぎず、私権に直接かかわる「処分性」がないとされるため、司法審査が及ばない。個々の事業計画に至って初めて司法審査が可能とされ<sup>16</sup>、しかしその段階ではすでに手遅れとなる<sup>17</sup>。迅速であるかもしれないが間違った行政判断を、糾す者のない仕組みである。

東日本大震災の安全対策は「多重防災」と称し、防潮堤建設・嵩上げ区画整理・防災集団移転などの大規模な復興公共事業を複雑に組み合わせるものとなった。その成果検証は課題である。メリットであるはずの「安全」の実現はレベル 1 対応に留まり、将来襲うレベル 2 クラス（東日本大震災規模）の津波に対応できず、各自が走って逃げる自助・共助が前提とされている。デメリットとしては、高さ 10m 超の巨大防潮堤建設に伴う漁業操業や景観等の侵害が指摘されているが、何よりも長期の工期が、被災者の住宅再建と生計手段たる事業再建を数年間にわたって阻んだことが最大の問題であり、被災者に多重被災ともいえるべき多大な犠牲を強いるものとなったことが銘記されねばならない。

不完全な「安全」と、著しい生活再建の犠牲。巨大防潮堤の背後で、地震の揺れを感じるたびに「レベル 2」津波が来たのではないかと怯えながら生きる被災地は、十年待っても「安全」を手にはしていないことは、上記調査にも表れた<sup>18</sup>。子育て世代を中心とする人口流出は、安全対策の限界を見据えた住民の合理的判断の結果であろう。安全対策の決定過程が、地域に生き地域を知る住民自身の実質的な選択に委ねられていたならば、上記調査にみる人口流出は避けられたと思われる。

法治国家・日本の災害復興が、災害対応の迅速性を錦の御旗に、戦前の行政独裁型制度を踏襲し、司法審

査を廃し、いつまでも「法の支配」の埒外で進んでよいとは思われない。「安全」という地域社会の最大関心事を、地域自身が自主選択すべきことは憲法(29条2項)上の要請と考えられる。ことに長年に及び住民の土地所有権等の基本的な財産権行使を停止する復興公共工事の可否決定について、住民の自主判断を実質化することは現代立憲国家の要請と言える。いかに市民運動を喚起しても、法的手続がなければ住民意思を行政過程に反映することは難しいことから、災害復興法制の役割が待たれる点である。

関東大震災の帝都復興以来の土地区画整理法は、行政と地権者だけで決する手続である。阪神・淡路大震災を契機に、都市計画法に紐づけされたまちづくり協議会条例が活用され、借家人やテナント事業者など一般住民が参加でき、市長の意思決定を左右するための制度根拠を得た。大規模災害復興法の「特区」方式の改正が困難であるとしても、先進的な自治体が、同法を授權根拠とする災害復興条例を起草し、住民参加手続を詳述していく道は残されている。日本のあらゆる地域で災害が多発する今、各地でそのような条例を具現化する機は熟していると考えられる。

#### 4. 被災者支援を連結し活かす共助

日本の被災者支援の諸制度は、戦後の福祉国家観のもとで制定された1947年災害救助法という「被災者の保護と社会の秩序の保全」の一念に根ざし、被災世帯に直接支給される災害弔慰金法(1973年)や被災者生活再建支援法(1998年)を携え、また生業面の支援としても農林水産業や中小企業を対象とする激甚災害法(1954年)や各種の要綱措置があり、国際比較で見れば公助中心の制度例と考えられる。

ところが国家財政の赤字累積を背景に、公助よりも自助・共助を強調する国の路線が強化され、被災者支援の諸制度は運用上の足かせに苦しんでいる。被災地行政にとっては、災害対策基本法(91-104条)や災害救助法(18-30条)が地方財源を基本とし、国の補助が定かでないことに怯えがある。東日本大震災後は、

仮設住宅の完工引渡しをもって災害救助会計を終了し、「災害対策本部」の看板を「復興対策本部」に架け替え、復興段階では国の10/10の手当てを陳情する自治体の姿があった。その帰結が2011年12月成立の東日本大震災復興特別区域法であり、国の10/10の財政負担が措置された。これにより、公助による「復興」の範囲は主に復興推進事業や復興整備事業と称するハード型事業に狭められ、また被災者支援についても国庫による地方負担率減免の枠内で弔慰金(地方負担率25%が17.5%に)や被災者生活再建支援金(県負担率50%が20%に、市町村負担率0%)などが運用された。

被災自治体にとって、国の補助範囲を超える被災者支援の余裕はなく、別途財源の捻出が必要であった。岩手県が雇用調整助成金制度を利用し雇用した生活支援相談員制度などが稀有な例である。国は使い切りの「復興基金」を設けたが<sup>19</sup>、主に復興公共事業に伴い正規の国家会計ではカバーが認められない項目に充てる意図で利用されたと見られ、いわば国から被災自治体への手切れ金のような性格であり、被災者支援を主眼として運用されてはいない。なお岩手県・県下自治体が復興基金を住宅再建世帯に対する補助金増しに利用したけれども、これは後述のように、被災者支援というよりも、震災後の岩手県の行政指導による居住制限が1年余りの長期に亘ったことに対する「損失補償」の文脈がうかがわれる。

国家財政・地方財政のひっ迫は、高度成長時代に積増しされてきた公助制度を統廃合する議論につながりやすい。被災者の生活再建は各自の問題だとする自助・共助論である。

しかし東日本大震災は他方で、32兆円に上る巨額の復興特別会計を設け、毎年度、果敢に支出された。復興庁の例年の歳出項目をみれば、この巨額はひたすら土木工事に投入され続けたことが見え、他方で被災者の生活再建に資すると見られる生活基盤行政復興・消費生活復興・社会保障等復興・教育・農林水産業復興・地域活性化・金融機能安定円滑化などの事業項目はわずかな配分に留まってきた。

このような東日本大震災復興の予算使用の実情に鑑みれば、新自由主義時代の被災者支援の問題は、財政ひっ迫にあるというよりも、財政が過剰に公共土木工事に投入されている現実にあることが浮き彫りになる。

背景に、復興予算を活用し日本経済全体の活性化を図らんとするケインズ主義的財政政策が見え隠れし、またこれに群がる族議員・業界ぐるみの硬直的な既得権益が存在する。21 世紀の現代において、百年前のニューディール政策のフーバーダム建設と変わらぬ公共土木工事の乗数効果に期待する千年一日の財政政策に終始しているようであれば、国家財政を預かる官僚制度の行き詰まり感を見出さざるを得ない。

実体経済の復興は、被災者・被災地のくらしが実際に成り立ち、家計として活発に消費し、事業者・労働者として生産性を高めてこそ導かれる。くらしが成り立ってこそ人としての尊厳が確保され、心理面・健康面の問題も改善し、被災地経済は再生に向かうことができる。上記の筆者らの復興 10 年調査で、8 割の被災者が「被災者」意識をぬぐい得ていないと回答した現状は、現行の被災者支援制度の失敗を意味していると言わざるを得ない。2018 年に公表された山崎栄一らの「被災者総合支援法」提案は、公助を応急段階で終了させず、被災者の自立的な生活再建を可能にする連続的な制度として再編することを促している。

筆者は「被災者総合支援法」の射程に、災害救助法からシームレスにつながる住宅支援や社会福祉・医療的ケアのみならず、被災者の生計再建を実現する諸施策が、住民参加型の復興地域づくりと連動しながら有機的に組み込まれていくことが望まれると考えている。東日本大震災後には中小企業グループ補助金を嚆矢とする経済系補助金が登場し、多くの事業者の窮地を救ったことは事実だが、しかし立ち上がりの早い軽度被災者が率先して利用し、重篤な被災者ほど恩恵に預かりにくかったなどの「復興格差」は、上記の筆者らの調査結果にも表れた。また既得権益の救済にとどまり、若者世代の新規参入には支援がないなど、市場

に対する公的介入のあり方を考えさせた。

そうしたなか筆者の注目する一例は岩手県山田町の復興である。地元商工会がリードし、三鉄駅前に災害公営住宅や住宅店舗一体型商店等を集約する衣食住集約型の「生活街」構想を掲げ、町行政による復興まちづくり計画の策定過程に食い込むとともに、中小企業グループ補助金等の公助を団体で活用することにより、多くの被災事業者の共同による地域づくりを実施した。復興予算の使途が上記のように圧倒的に公共土木工事が占めるなか、グループ補助金等の地域経済活性化型の補助金は、地域経済の再生に仕向けられた稀有な公助であったが、多くの自治体行政はそのような経済系補助金を個別事業者への分配に費消してしまった。山田の例は、商工会のイニシアティブによって、あえて個別再建と地域再生とを結びつける視点で、個々の公助を共同で受容する地域力を発揮し、有効に活用した例と考えられる。

被災者支援をめぐる今後の制度化の課題は、世帯別の補助金支給をいかに拡充するかという従来の「公助→自助」の軸とともに、「共助」が軸となって公助・自助を取り込みつつ復興まちづくりを集約する方向性が課題であると考えられる。現行の公助は住宅・店舗など個人資産の再建に仕向けられ、それは今後とも維持されるべきだが、しかしそうした個別の補助金が、世帯別の意思を分断し行政統制下に置く手段として終わらないためにも、わずかな「公助→共助」の軸を、法制度により行政に義務づけることが有効と考えられる<sup>20</sup>。

## 5. 私権の尊重と損失補償

筆者らの上記調査で実施した「復興カレンダー」では、上記のように②安全、⑤すまい、⑦毎日の生活、⑧地域の活動、⑩地域経済、⑪地域の道路、⑫地域の学校、の諸項目で地域別の有意差があり、工期が数年にわたる安全対策事業が実施された地域で、被災者の生活やコミュニティ機能の再建により深刻な影響がうかがわれた。このことは、公共事業における私権制

限と損失補償の古典的なテーマを改めて想起させる。

安全対策事業がいかに地域の「公共の福祉」にとって重要であるとしても、被災者の居住・生計の基盤を、数年もの長くにわたって侵害することは許されない。震災直後に再建を開始できていれば、物価高騰前に住宅再建費は半額で済み、人口流出を止め顧客を維持し、被災地は雇用を回復できていたかもしれない。小屋掛け同然の仮設住宅と百万円の生活再建支援金基礎給付の提供のみで、損失補償が果たされたということはいできない。

「生存権」(憲法 25 条) に依拠して公助強化の立論を図っても、新自由主義時代の政府は、同条は「プログラム規定」に過ぎず行政裁量に服すると一蹴し、生活再建支援金の基礎給付を口封じのごとく配布して終わらせてしまう。これに対して、私的財産権保障(憲法 29 条 1 項) は近代国家の確立された「自由権」であり、行政裁量の余地はない。新型コロナ禍では、新型インフルエンザ特措法による緊急事態宣言下でわずか 1~2 か月の休業要請すら補償問題を招きかねないとして、行政は発出をためらった。しかし東日本大震災被災地では数年に及び被災者の生活再建が停止されてきた。コロナ禍はこのことの不条理に気づく良い機会である。被災者を数年待たせて憚らない復興公共工事を行政にとって高くつくものとさせ、他方で、近隣高台で果敢な用地取得を実施し集団移転を早めた地域の成功例を高く評価していく必要がある。

東日本大震災後には、建築基準法 39 条や 48 条を根拠に数か月に及ぶ土地利用制限が無償で実施され、被災者が再建に立上がり生きようとする意欲を抑圧した。その後、土地区画整理等の復興整備事業は、家屋・店舗等の私的資産が全壊流出したことを奇貨として補償価値をゼロ査定し、町はずれの仮設店舗・工場を当てがう以外の営業補償を行わなかった。また借地権の保護を定めた罹災法を廃止し、震災 2 年後に法務省は滅失家屋について職権による一斉登記抹消事業を実施し、また裁判所は登記を欠く土地を所有者不明地と宣言するなど、国家を挙げて被災者の私権抹消や過

小評価に奔走する姿があった。コロナ禍でパチンコ店の営業をわずか 1 か月止めることをも躊躇する同じ議論を、私達は東日本の被災地に向けるべきではなかったのだろうか。復興公共工事を超然的な公権力発動として市民の頭越しに実現する大規模災害復興法はアナクロニズムであり、現代の私権保障にふさわしくない。復興公共工事の実現する安全対策と、それによって阻害される土地・家屋の所有権、借地権、漁業権などの財産的権利を適正に拾い出し積み上げ、厳しい比例原則の天秤のもとでぎりぎりの損失補償の一線を追及する公権力と私権の攻防が、コロナ禍の事業者とともに、被災各地で声を大に闘われていく必要がある。

## 6. おわりに

災害復興を国土開発の機会ととらえる関東大震災以来の土木国家の法制設計は、IT 革命以降の現代の災害復興にはそぐわない。「復興計画」イコール復興公共事業の迅速化手続として設計された大規模災害復興法の改革から、まずは手を付ける必要がある。それが既得権益の関係で難しいのならば、その上位に「災害復興基本法」を定立し、安全で暮らしよい地域づくりを行政と地域住民が手を携えて計画・実施するための手続として「復興計画」を再定義する道が考えられる。大規模災害復興法による復興公共事業が、住民参加手続を経ずに「特区」方式を強行するならば、上位法の手続違法であり、司法審査に持ち込みうる。「災害復興基本法」はまた、地方条例を通じて、「復興計画」の住民参加手続のさらなる作り込みや、被災者支援の独自積み増しのための基金を可能にし、また将来の復興計画に盛り込まれるべき地域の基本的合意事項を事前に明示する「事前復興計画」を推進する制度基盤としても役立つことが期待される。災害対策基本法にいう「地区防災計画」が、そのような将来構想と有意義に連結していくことも期待される。住民参加手続は、地域の顔役しか集まらないまち協や世帯主の意見しか反映しない住民アンケートを越えて、SNS

等を駆使した女性や若年世代の意思決定参加を保障する新たな手続メカニズムを作り込むことも期待される。行政による助成金や専門家派遣制度も、組み込まれるべきである。東日本大震災被災地が受忍した十年の痛みから十分に学びきるためにも、本格的な復興法制の実現が求められる。

#### 参考文献

- 木村玲欧・林春男・立木茂雄・田村圭子他(2004)「被災者の主観的時間評価からみた生活再建過程—復興カレンダーの構築」、『地域安全学会論文集』No. 6、pp. 241-250
- 金子由芳・北後明彦・本荘雄一・豊田利久・塩見有美・Abe T. K. Pinheiro・Yegane Ghezelloo (2021)「東日本大震災復興十年の被災商工業者復興状況調査の結果と考察」『国際協力論集』29 巻 1 号所収予定。
- 豊田利久(2014)「東日本大震災における復興基金」『都市政策』156 号(特集号・東日本大震災からの復旧・復興の現状分析と今後の課題) p. 53-62
- 北後明彦・金子由芳・本荘雄一・豊田利久・塩見有美・Abe T. K. Pinheiro・Yegane Ghezelloo (2021)「東日本大震災復興十年の被災地における住民の生活復興意識調査の結果と考察」『国際協力論集』28 巻 2 号 p. 23-63
- 本荘雄一・塩見有美・豊田利久・北後明彦・金子由芳・Abe T. K. Pinheiro・Yegane Ghezelloo (2021)『東日本大震災被災地生活復興調査報告書』人と防災未来センター
- 東日本大震災生活復興調査チーム(2016)『震災から5年が経過するなかでの東日本大震災生活復興調査』復興庁
- NHK(2020)、東日本大震災9年 被災者アンケート  
<https://www3.nhk.or.jp/news/special/shinsai9portal/questionnaire/> (アクセス日 2021-02-10)

<sup>1</sup> 2020 年 3 月実施の初回調査分では、宮城県岩沼市玉浦西地区・同気仙沼市鹿折地区・岩手県大槌町町方地区・同赤浜地区・宮古市社会福祉協議会管轄地区にて、留置調査法により合計 1,554 件の対象全戸配布を行い、回収は 263 件(回収率 16.9%)であった。回答結果の速報につき、北後・金子・本荘・豊田・塩見・Pinheiro・Ghezelloo(2021)参照。また 2020 年 10 月の第二回実施

分(宮古市鉾ヶ崎地区・山田町山田地区・釜石市平田地区・陸前高田市高田地区・同今泉地区・大船渡市末崎町・南三陸町新志津川地区他・石巻市新蛇田南地区・同新門脇地区・仙台市若林区新井東地区)の速報について、本荘・塩見・豊田・北後・金子・Pinheiro・Ghezelloo(2021)所収予定。また関連して商工復興調査(宮古市商工会議所・山田町商工会・大槌町商工会・釜石商工会議所)について、金子・北後・本荘・豊田・塩見・Pinheiro・Ghezelloo(2021)所収予定。

<sup>2</sup> 前掲・北後他(2021)表 5・表 67 参照。

<sup>3</sup> 前掲・表 4 および表 7 参照。

<sup>4</sup> 地域別の回答(前掲・表 7 および図 2)をみると、コンパクト・シティ型の早期の集団移転が中心的手法であった宮城県岩沼市では回答の5割が震災3年目以降に住宅再建を実現したが、数年に及ぶ嵩上げ区画整理事業が中心的手法であった宮城県気仙沼市や岩手県大槌町の回答では、住宅再建時期はそれぞれ震災5年目以降、震災7年目以降と遅れを示している。

<sup>5</sup> 前掲・表 20～23・表 74～77 参照。

<sup>6</sup> 前掲・表 14・表 72-73 参照。

<sup>7</sup> 前掲・表 15 参照。

<sup>8</sup> 前掲・表 12 参照。

<sup>9</sup> 地域別の回答(前掲・表 27)をみると、岩沼市では「ほぼ復興」とする回答が最多(3割)だったが、気仙沼市ではいまだ震災前の6～8割とする回答が最多、大槌町では震災前の4～5割とする回答が最多であった。地域別の商店街の回復状況についても同様の結果であった(表 29)。また復興カレンダー(図2)における「⑩地域経済」の復興状況についても、震災9年(2020年3月)時点で、岩沼市の回答では4割、気仙沼で2割、大槌町で1割と地域的相違が表れた。このように復興まちづくり事業の完成が遅れた地域で、被災者の経済復興感が低い傾向がうかがわれる。

<sup>10</sup> 前掲・表 37 参照。

<sup>11</sup> 前掲・表 78～表 79 において、コミュニティ活動の実施度数が震災前 418 件から震災後 287 件へと激減している。

<sup>12</sup> 前掲・表 60 や表 61 参照。

<sup>13</sup> 前掲・表 90 や表 99 参照。

<sup>14</sup> 木村他(2004)、東日本大震災生活復興調査チーム(2016)、NHK(2020)等。

<sup>15</sup> コンパクトシティ型の迅速な集団移転が実施された岩沼町、広域の区画整理事業の実施された気仙沼市鹿折地区、大規模な土地嵩上げの実施された大槌町町方等の相違である。

<sup>16</sup> かつて区画整理事業は最終段階の換地決定まで司法審査が及ばないとされていたが、最近の最高裁判例((最判平成 20 年 9 月 10 日大法廷判決・民集 62 巻 8 号 2029 頁)が土地区画整理事業の事業計画決定に処分性を認めるに至った。

<sup>17</sup> 公費により進捗中の事業の差止めは困難で、また完成済事業では行政事件訴訟法 31 条の「事情判決」により請求棄却が予想される。

<sup>18</sup> 大槌町の回答者による復興カレンダーは、2020 年 3 月調査時点で「②もう安全だと思った」とする回答がいまだ 50%に達していない(前掲北後他(2021)図7参照)。

<sup>19</sup> 「復興基金」の用途について、被災自治体へのアンケート調査に基づく希少な検討として、豊田(2014)参照。

<sup>20</sup> 阪神・淡路大震災当時の神戸市のまちづくり条例(17-18 条)に見るように、外部アドバイザーの雇用、住民企画の研修会の弁当代、地域若手を取り込むアルバイト謝金などのわずかな呼び水も貴重な効果を上げる期待がある。